

箕輪町権利擁護支援促進計画・成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

近年、箕輪町でも高齢化が進み、認知症高齢者や知的障がい、精神障がいの方が増加傾向にあります。また、単身高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加し核家族化や少子化に伴い、身近に生活支援や相談ができる家族・親族がいない方も増えてきています。さらに地域内のつながりが希薄化しており、孤立する高齢者や障がい者の権利擁護がますます重要になっています。

身寄りのない方は、日常生活における支援や金銭管理、健康管理が十分に行えず、詐欺や生活困窮、権利侵害などのリスクが高いことが課題です。加えて、成年後見制度は本人の権利や財産を守るための有効な手段ですが、手続きが複雑で、家族・親族がいない場合は利用のハードルが高く、相談窓口へのアクセスも難しい場合があります。行政や専門職の支援が届きにくい状況にあります。

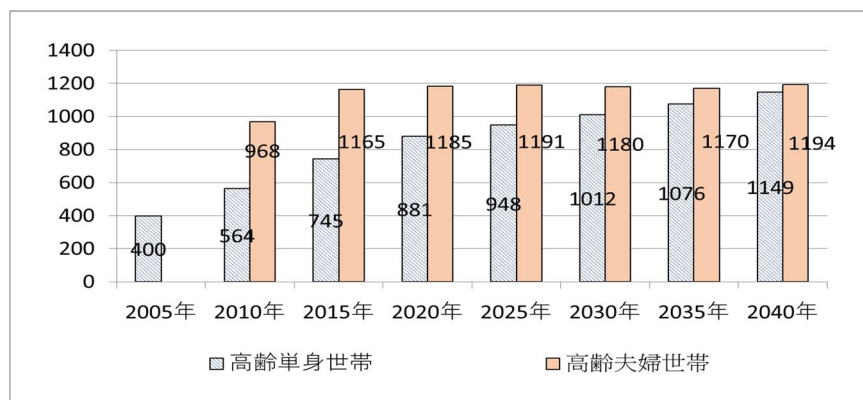
法改正などの国の動向を踏まえながら、権利擁護支援の経験を地域福祉と連動させ、孤立防止・生活支援・成年後見制度の活用を含む包括的な支援体制を整備します。あわせて、関係機関・団体との連携を強化し、権利擁護支援と成年後見制度の利用促進に取り組みます。

2 計画の目的

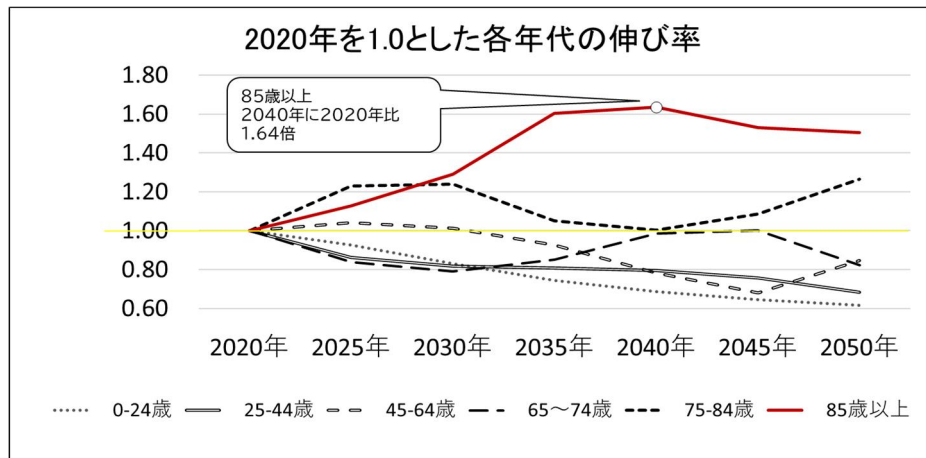
- ・成年後見制度の理解を促進し、必要な方が適切に利用できるようにすること
- ・特に身寄りのない方の孤立防止と生活支援が重点的に行えること
- ・関係機関、専門職とチームで支援できる体制ができること

（2）現状と課題

1 高齢者の現状



高齢夫婦世帯は横ばいですが、高齢単身世帯は年々増加しています。統計上の単身者には、配偶者と離別した人や、子供のいない夫婦で、配偶者が先だった人も含まれます。



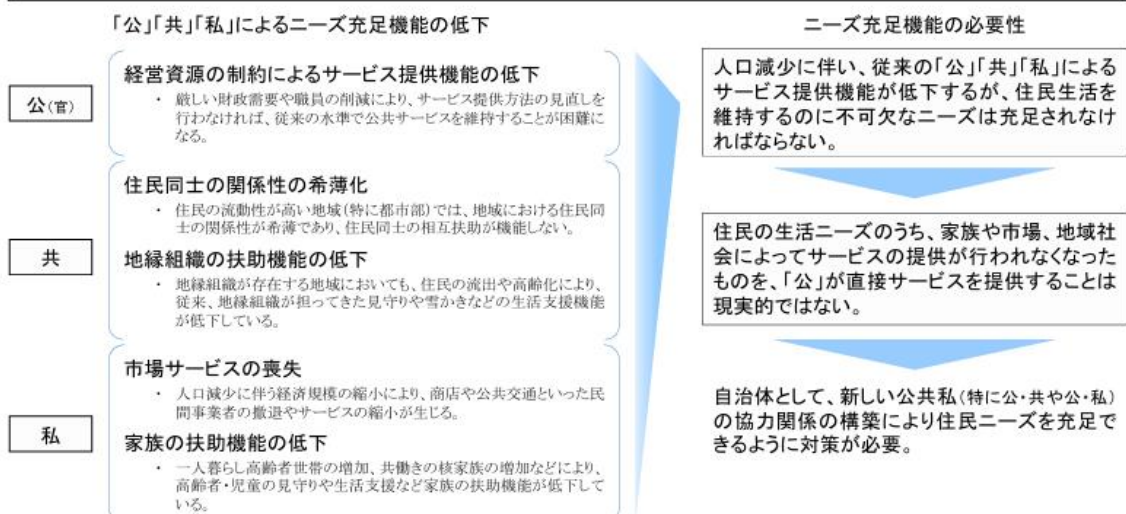
出典 国勢調査、国立社会保障・『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019年推計）長野県の増加率を参考に推計した。福祉課作成

町は今後、医療・介護・終末期の権利擁護を必要とする85歳以上の年代層が急増し、さらに亡くなっていく多死時代に入っていきます。

また、単身世帯の増加や親族と疎遠になり関係性の希薄化が進み、権利擁護が必要な方が増加してくることが見込まれます。

住民ニーズを充足する機能の低下

- 「公(官)」は、経営資源の制約により、従来の方法や水準で公共サービスを維持することは困難になる。
- 「共」は、都市部では共助の受け皿が乏しい。また、地方部を中心に、生活支援機能を担ってきた地縁組織は高齢化と人口流出により機能が低下。
- 「私」は、人口減少による市場の縮小により、民間事業者の撤退やサービスの縮小が生じる。また、一人暮らし高齢者世帯や共働きの核家族の増加により、家族の扶助機能が低下。
- 自治体は、公共私(特に公・共・私)の協力関係の構築によりニーズを充足できるように対策を講じる必要がある。



出典 総務省「自治体戦略 2040 構想研究会（第13回）」事務局提出資料

また、総務省における研究会では、「人口減少や高齢化により、行政は従来水準の公共サービス維持が困難となり、地域組織の担い手不足や家族の扶助機能の低下、民間サービスの縮小も進んでいるため自治体は、「公・共・私」の新たな連携体制を構築し、多様な主体が協力して地域のニーズに対応できる仕組みづくりを進める必要がある」と提言しています。

2 障がい者の現状

療育手帳所持者が増加しているのは、子育ての相談体制の充実や大人の困りごと相談等から、手帳取得に関する情報を得られやすくなったことが要因と考えられます。精神障がい者も増加傾向にありますが、これは福祉・保健・医療の相談窓口等が充実してきたことにより、早期段階から医療のサポートを受けられる環境が整ってきたことが要因と考えられます。

【箕輪町の療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*所持者数（単位：人）】

	R 5	R 6	R 7
療育手帳	275	289	302
精神障害者 保健福祉手帳	424	463	496

（福祉課作成）

3 成年後見制度の現状



【成年後見制度とは】

認知症、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な方々の権利を守るため、家庭裁判所が本人に代わって支援してくれる後見人等を選任し、本人を保護、支援する制度です。

【成年後見制度の利用者数】

(人)

	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
令和5年	26	3	1	0	30
令和6年	29	8	3	0	40
令和7年	29	11	3	0	43

(長野家庭裁判所資料提供)

- 1) 成年後見制度の利用者（以下「利用者」という。）とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人本人をいう。
- 2) 本資料は、作成日時時点で長野家庭裁判所（管内支部を含む。）が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。
- 3) 2)の利用者数には、長野県内の利用者であっても長野家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している者の数は含まれない。また、長野家庭裁判所が管理している利用者であっても、利用者の住所地が長野県外の者の数は計上していない。なお、利用者が既に死亡しているが成年後見人等の清算業務が終了していないために、長野家庭裁判所において管理を継続している人数も含まれる。
- 4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地であり、利用者が実際に居住している場所や住民票所在地を必ずしも反映しているものではない。
- 5) 首長申立とは、利用者の住所地の首長に限らない。

【成年後見制度利用事業実績（単位：件）】

	町長申立	書類作成支援	申立費用助成	後見等報酬助成	相談のみ
令和5年	4	7	0	2	8
令和6年	5	4	1	5	11
令和7年	4	4	3	5	8

成年後見制度の利用者合計数は、令和5年と比較すると令和7年13人と増加しています。

全国的にも、成年後見制度の利用者数は年々増加傾向にあり、今後は更に増加するものと考えられます。

4 上伊那の成年後見制度に関する取組みの現状

【上伊那成年後見センター利用延べ件数】

(件)

	新規	継続	合計
令和5年度	44	2,907	2,951
令和6年度	65	4,131	4,196
令和7年度	58	5,122	5,180

(上伊那成年後見センター資料)

上伊那成年後見センター資料より、上伊那成年後見センターの成年後見利用延べ件数の推移をみると、令和5年度から令和7年度の3年間で2,229件の増加となっています。

令和8年2月末時点での上伊那全体での成年後見制度の利用者は109名（内、箕輪町10名）でした。

5 高齢者・障がい者虐待の現状

		R 5	R 6	R 7
高 齢	相談・通報件数	13	6	7
	虐待認定件数	10	4	6
障 がい	相談・通報件数	1	5	5
	虐待認定件数	0	3	1
広報誌等での啓発回数		1	1	1
専門職向け虐待研修		1	1	1

（福祉課作成）

高齢者虐待・障がい者虐待の相談件数は年度により増減があるものの、近年は警察等からの通報が増加しています。また、障がい福祉サービス事業所等における施設従事者による虐待が疑われる通報も増加しており、適切な事実確認や再発防止に向けた対応が求められています。虐待の内容は身体的虐待や心理的虐待が多く、介護者の疾病や認知機能の低下、障がいや病気への理解不足、介護負担の増大などが背景にあります。虐待件数は減少傾向にある一方で、緊急介入を要する深刻な事案の割合は増加しており、世帯の高齢化や課題の複雑化が進んでいます。

6 中核機関及び地域連携ネットワークの整備について

中核機関の設置・運営形態については、国の基本計画において、市町村単位、又は複数の市町村にまたがる区域での設置を検討し、地域の実情に応じ、市町村の直営又は委託などにより、市町村が設置することが望ましいとされており、上伊那圏域では、令和元年から構成市町村で設置している上伊那成年後見センターと各市町村とが協同して中核機関を設置しています。

また、令和3年度から地域体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークが整備され、「箕輪町権利擁護ネットワーク連携協議会」を年1～2回開催しています。

【箕輪町権利擁護ネットワークの3つの役割】

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

【地域連携ネットワークの活動の方向性】

- ## 6 課題分析

近年では、判断能力の低下はないが家族・親族を頼ることができないことによる入院・施設入所時の手続き、死後事務といった生活上の課題等に関する相談も急増しており、権利擁護支援の在り方が多様になっています。

誰でもおひとり様予備軍

ねえ おまへさん コト...

「近所も 入暮らしに似た お宅が増えこましょ 私たちもごちうか入にはた時のついで 老えておいた方が 良いと思うの」

うちは 子どもたちが いるんだから なんとかさよう

ええん

そんな のんきな

た... 確かに!

人生の終わりを どのように迎えるのか かつては家族や 地域のつながりの中で 解決してききました

しかし 今では **自分の終活は 自分で考えねば** はりかい時代 に なってきました

入院 介護
預金・証券
エンディングノート
墓じまい
断捨離

突然の入院や介護 認知症に付たり? 家は? お墓は?

あはた一人に はった時に どうするの?

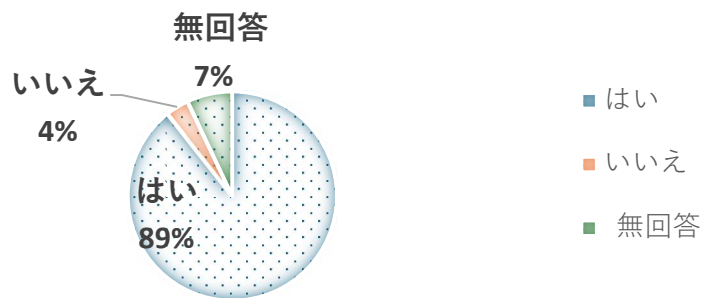
ましてや 子どもたちは もっと困るわ...

みんなが 困らないために も 終活って 必要だ!と思うの! 私も考えろから あはたも考えまじょう

元気がうちから 「終活」について 考えてみませんか?

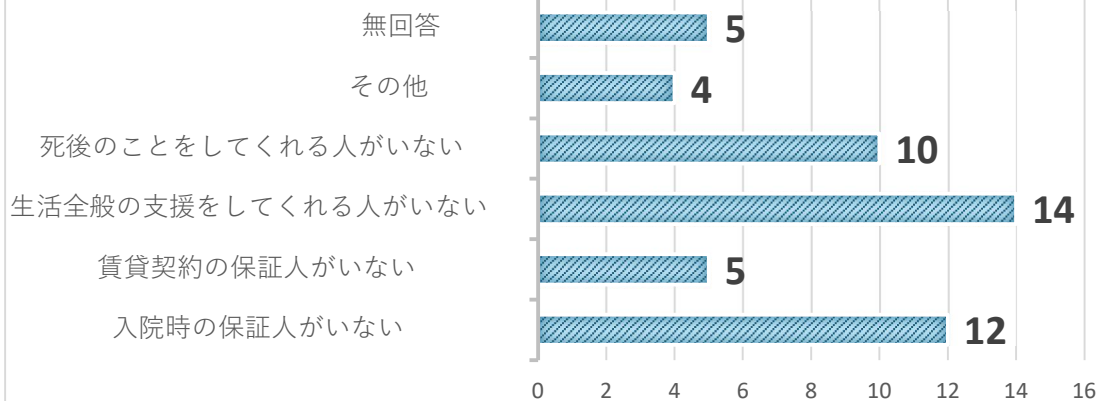
- 成年後見 - 6 -

何かあったときに頼れる家族・親族がいますか



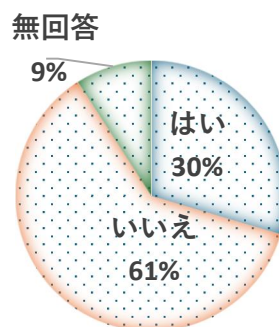
また、今後困りそうなこととして、生活全般や入院、死後のことを手伝ってくれる方がいないという回答が大半を占めています。

今後困りそうなことは何ですか

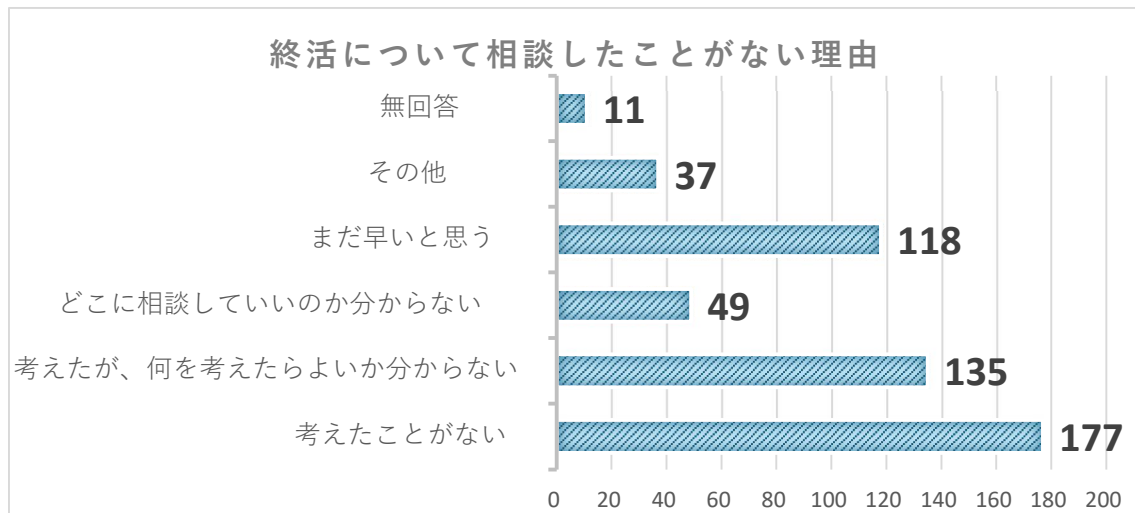


② 終活について相談した経験がある方は、737 名中 240 名は相談したことがあると回答。全体の 3 割程度でした。

終活について相談した経験はありますか



多くの方が、「考えたことがない」「考えたが、何を考えたらよいかわからなかった」「まだ早いと思う」と回答がありました。



(2) 権利擁護支援のさらなる充実に向けた課題

ポイント① 成年後見制度・権利擁護相談窓口の周知

住民への啓発活動を充実させ、成年後見制度や相談窓口の認知度の向上と、核家族化など家族形態の変化に伴い、将来に備えた早期相談を促進する。

ポイント②成年後見制度の利用支援

相談体制の充実や申立支援、費用負担への支援を行い、制度を必要とする人が適切に利用できる環境を整備する。

ポイント③権利擁護支援体制の強化

関係機関の連携を強化し、研修や学習会などを通じて権利擁護支援を必要とする人の早期発見・早期支援を推進する。

第2節 具体的な施策・事業

本計画を推進するために、高齢者や障がい者などの権利擁護に関する支援や活動については従来どおり推進していきます。また、取組の具体的な進め方や目標については、箕輪町権利擁護ネットワーク連携協議会に随時諮りながら状況に合わせた対応を行います。

取組	概要
成年後見制度の利用支援について	● 本人の意思決定支援を基盤とした権利擁護支援を推進していく
身寄りのない方への権利擁護支援について	● 家族・親族に頼ることができない方への入院や施設入所、契約、死後の関係など、相談や支援、

	多様な関係者による地域連携ネットワークの充実 ● 人口減少や高齢化、家族機能の変化等を踏まえ「公、共、私」の連携による支援体制の強化 ● 互助による身寄りのない方への孤独防止を含め「生きがいづくり」や「つながり」を通じた社会参加の促進
権利擁護支援の新たな取組について	● 民法や社会福祉法の改正の動向を注視しながら、権利擁護支援の仕組みの検討

国の動向（成年後見制度と日常生活自立支援事業の見直し）

令和6年4月から令和8年1月にかけて、国の法制審議会民法（成年後見等関係）部会で、本人の尊厳と権利擁護を重視し、成年後見制度の見直しに向けた検討が行われました。

令和8年1月
法務省民事局

法定後見制度の見直しの概要						
法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度					
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている					
対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
制度	補助		保佐		後見	
支援を行う者	補助人		保佐人		後见人	
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部＋それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択					
見直し後の制度	適用範囲の拡大				廃止	
対象者の能力	不十分		欠く常況			
制度	補助		選択可			
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特則			
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し＋それ以外の行為の取消し			
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択					
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判			
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人			
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権			
			＋意思表示の受領・保存行為			

出典 法務局「法制審議会民法（成年後見等関係）部会第33回会議（令和8年1月27日開催）資料」

これまで家族・親族等が担ってきた日常生活支援や入院・入所手続支援、死後事務支援を担う人がいないため、必要なサービス利用が困難となるケースが増えています。この課題に対応するため、令和7年12月の「社会保障審議会福祉部会報告書」では、現行の日常生活自立支援事業を拡充し、日常生活支援、入院・入所手続支援、死後事務支援等を行う新たな第二種社会福祉事業を社会福祉法に位置づけ、社会福祉協議会や社会福祉法人等が実施できるようにする必要性が示されました。町も同様に体制整備を行っていきます。

第3節 箕輪町権利擁護支援促進計画・成年後見制度利用促進基本

計画の評価指標

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく市町村計画として位置づけ、成年後見制度利用促進に必要な事項を定めるとともに、幅広い権利擁護施策全般に関する支援の促進に関する町の計画を定めます。

これまでの町の取組や国の動向等踏まえて、権利擁護養護ネットワーク連携協議会を通じて、各年度の重点取組や目標設定、相談件数などの把握を継続的に行っていくため、数値目標は設定しません。ただし、支援の実態などは定期的に振り返り、実務的な改善や支援の質の向上に努めていきます。

なお本計画において、令和9年度（2027年度）を初年度とする6か年計画としています。